

法律第十一号（平三〇・三・三一）

◎公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第九条の見出しを「（交付金）」に改め、同条第一項中「昭和四十九年度から平成二十九年度までの間においては、政府は」を「政府は、当分の間」に改め、同条第二項中「昭和四十九年度から平成二十九年度までの間における」を削り、「ついては」の下に「、当分の間」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（財務・環境・内閣総理大臣署名）